

## 第224回入札監理小委員会 議事要旨

---

1 開催日時 平成24年7月6日(金) 19:10~20:21

2 場所 永田町合同庁舎第3共用会議室

3 出席者

[委員] 榎谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員、石村専門委員、古笛専門委員

[法務省] 民事局 小出総務課長、藤田局付、大竹民事監査官、宮城課長補佐

入国管理局 佐々木総務課長、福原総括補佐官、磯部補佐官、柏原法務専門官

[日本年金機構] 松田理事、事業管理部門国民年金部 阿蘇部長、田中強制徴収企画指導グループ長、山口参事役

厚生労働省年金局事業管理課 尾山課長補佐

[事務局] 栗田参事官

(議題)

1. 登記簿等の公開に関する事務、外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務について(非公開)
  2. 国民年金保険料収納事業について(非公開)
- 

1. 小委員会の冒頭、榎谷主査より、本審議においては、率直かつ自由な意見交換に資する観点から、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開する旨の発言があり、各委員・専門委員から了承を得た。

2. 登記簿等の公開に関する事務について、法務省民事局より、実施状況等について報告等が行われた。

### 【事案の概要】

- ① 本委託業務を実施しているATG Company株式会社及びアイエーカンパニー合資会社(以下「両社」という。)に対して、平成24年1月31日に、健康保険法等に違反した虚偽の届出の事実により、略式命令(50万円の罰金)が出された。
- ② そこで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)第27条第1項の規定に基づき、本年2月14日付けで、健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践等について改善指示を発した。
- ③ 今般、両社において、健康保険料等を滞納している事実が発覚した。

#### 【対応】

- ① 両社における健康保険料等の滞納は、上記改善指示における健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践に違反するものであり、法第22条第1項第1号トに該当することから、両社との契約を解除することとした。
- ② また、解除手続や新たな受託事業者（以下「新受託事業者」という。）の選定には、約1か月程度の期間を要することから、当該期間については、法第33条の2第6項の規定により、現受託事業者の委託業務の全部の停止を命じる（7月2日から8月3日まで）こととした。
- ② 停止期間中は、現受託事業者の業務従事者を法務局の非常勤職員として可能な限り確保する等して国において本委託業務を実施することとする。

#### 【解除後の措置】

本委託業務を適正かつ確実に実施するために新受託事業者を緊急に選定する必要があることから、随意契約により受託事業者を選定することについて、各委員・専門委員から了承を得た。

なお、健康保険料等の滞納などの問題が発生した場合、その情報を早期に察知することができる方策等について検討を要請した。

3. 外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務について、法務省入国管理局より、実施状況等について報告等が行われた。

#### 【事案の概要】

- ① 本委託業務を実施しているアイエーカンパニー合資会社から、平成24年7月1日以降、当該業務の遂行が困難である旨の申し出があった。
- ② 健康保険料等を滞納し、日本年金機構から差押予告通知を受けているほか、従業員の給料も全額支給できないほど経営状況が悪化し、今後、会社として存続していく目途が立たないとの状況が発覚した。

#### 【対応】

- ① 同社の状況を総合的に判断すると、本委託業務を継続的に実施することができないことは明らかであり、このことは法第22条1項第1号ニに該当することから、同社との契約を解除することとした。
- ② なお、既に本年7月2日以降は同社において本件委託業務が実施されておらず、現受託事業者の業務従事者を東京入国管理局等の非常勤職員として採用する等して国が実施している状況にある。

#### 【解除後の措置】

同社との契約解除後措置としては、本委託業務を適正かつ確実に実施するために新受託事業者を緊急に選定する必要があることから、随意契約により受託事業者を選定することについて、各委員・専門委員から了承を得た。

なお、平成25年度の対応については、新たな市場化テストを実施することも含め、早急に検討を行うこととされた。

4. 国民年金保険料収納事業について、日本年金機構より、入札状況等について報告があり、意見交換が行われた。

#### 【事案の概要】

- ① 本年6月26日から29日の4日間にかけて23地区の入札及び開札を行った。
- ② その結果、23地区のうち10地区については落札となったが、予定価格超過により13地区が不落という状況となった。

#### 【対応】

- ① 不落となった13地区については、本年10月事業開始に向けて再度公告入札を実施するには、必要な手続き等の期間（公告期間及び準備期間）の確保ができないことから、本年10月から翌年1月までの期間については、随意契約により受託事業者を選定することとする。
- ② なお、随意契約により受託事業者を選定した場合、法第33条の国民年金法等の特例が適用されないことから、一部の業務が実施できなくなることを鑑み、仕様（業務内容）について必要な見直しを行う。
- ③ さらに、平成25年2月からの事業開始に向け実施要項を見直し、入札を実施して受託事業者を選定することとする。

#### 【意見交換の主な内容】

- ・ 23地区のうち落札されたのが10地区しかないという状況は、何か根本的な問題があるのではないか。
- ・ 入札予定価格そのものについて課題があるのではないか。入札予定価格やその仕様も含め、改めて見直しを行った方がよいのではないか。
- ・ 競争性確保の観点から、新規参入組の参加意欲がなくなり、数社での競争となってしまう懸念があるのではないか。

以上